

大分大学教育マネジメント機構国際教育推進センター細則

令和3年9月1日制定

令和3年教育マネジメント機構細則第4号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学教育マネジメント機構規程（令和3年規程第3号）第7条第2項の規定により、国際的な人材の育成、留学生支援（受入れ及び派遣を含む。）及び地域の国際化支援により、大分大学の国際交流を推進することを目的として設置する、大分大学教育マネジメント機構国際教育推進センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 外国人留学生に対する日本語及び日本事情の教育に関する事。
- (2) 大学院進学前の国費留学生に対する日本語予備教育の実施に関する事。
- (3) 短期留学プログラムに関する事。
- (4) 帰国留学生のアフターケアに関する事。
- (5) 外国人留学生に対する修学上及び生活上の指導及び助言に関する事。
- (6) 海外留学を希望する学生に対する修学上及び生活上の指導及び助言に関する事。
- (7) 国際教育プログラムの企画及び実施並びに国際化教育に関する調査研究に関する事。
- (8) 国際交流の推進に関する事。
- (9) 交流協定締結の推進及び企画に関する事。
- (10) 交流協定校の開拓に関する事。
- (11) 交流協定校の教育及び研究に関する調査に関する事。
- (12) 留学生交流の調査及び研究に関する事。
- (13) 国際交流会館の管理及び運営に関する事。
- (14) その他センターの運営に関し必要な事項

(部門)

第3条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 国際教育部門
- (2) 留学生生活指導部門

(3) 国際交流部門

(日本語研修コース)

第4条 センターに、外国人留学生に対して大学院への入学前における予備教育を行うため、外国人留学生日本語研修コース（以下「日本語研修コース」という。）を置く。

2 日本語研修コースに関し必要な事項は、別に定める。

(日本語・日本文化研修コース)

第5条 センターに、外国人留学生に対して日本語及び日本文化の教育を行うため、外国人留学生日本語・日本文化研修コース（以下「日本文化研修コース」という。）を置く。

2 日本文化研修コースに関し必要な事項は、別に定める。

(構成)

第6条 センターは、次の各号に掲げる職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センター次長
- (3) 教育マネジメント機構の教員 4人
- (4) その他機構長が必要と認める者

2 前項第3号及び第4号の構成員は、機構長が指名する。

(センター長)

第7条 センター長は、大分大学の教員のうちから、機構長が指名する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター次長)

第8条 センター次長は、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

- 2 センター次長は、第6条第1項第3号の教員のうちから、センター長の申出により、機構長が指名する。
- 3 センター次長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 センター次長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター会議)

第9条 センターの運営に係る事項を審議するため、大分大学教育マネジメント機構国際教育推進センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

2 センター会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、令和3年10月1日から施行する。

2 大分大学国際教育研究推進機構国際教育推進センター細則（平成30年細則第15号）は、廃止する。